

平成 20 年

## 第 4 回大津町議会臨時会会議録

開 会 平成 20 年 11 月 12 日

閉 会 平成 20 年 11 月 12 日

大 津 町 議 会

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成20年9月例月出納検査の結果について
- 平成20年10月例月出納検査の結果について
- 大津町議会議場執行部席の変更



## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第53号	町道本田技研南通線道路改良工事（4工区）請負契約の締結について
議案第54号	杉水汚水処理場土木工事請負契約の締結について
議案第55号	杉水汚水処理場機械電気設備工事請負契約の締結について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 0 年 1 1 月 1 2 日 (水) 午前 1 0 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第 5 3 号 町道本田技研南通線道路改良工事 (4 工区) 請負契約の締結  
について  
日程第 5 議案第 5 4 号 杉水汚水処理場土木工事請負契約の締結について  
日程第 6 議案第 5 5 号 杉水汚水処理場機械電気設備工事請負契約の締結について  
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開会  
開議

○議 長 (宇野光廣君) ただいまから、平成 2 0 年第 4 回大津町議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則  
第 1 2 0 条の規定によって、荒木俊彦君、津田桂伸君を指名します。

**日程第 2 会期の決定**

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (宇野光廣君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

**日程第 3 諸般の報告**

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 3 諸般の報告をします。松永幸久君から欠席の届けがあつていま  
すので、報告します。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席の配付のとおり  
です。

#### 日程第4 議案第53号から日程第6 議案第55号まで一括上程

##### 提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議長（宇野光廣君） 日程第4 議案第53号「町道本田技研南通線道路改良工事（4工区）請負契約の締結について」から、日程第6 議案第55号「杉水汚水処理場機械電気設備工事請負契約の締結について」までの3件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第53号から議案第55号までの3件は、会議規則題39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号から議案第55号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。本臨時議会に提案いたしました案件は、いずれも工事請負契約案件でございますが、今年7月に大津町一般競争入札に係る事務手続き処理要綱を定め、予定価格が5千万を超える物件につきましては、条件付き一般競争入札による調達を原則とすることといたしました。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、町道本田技研南通線道路改良工事（4工区）請負契約の締結についてでございますが、9月10日に条件付一般競争入札の公告を行い、10月10日に入札を実施いたしました。入札の結果、（株）荒牧組・長田建設（株）・（有）小西建設建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町大字外牧339番地、株式会社荒牧組、代表取締役、荒牧鉄矢様と1億3千261万5千円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

次に、議案第54号、杉水汚水処理場土木工事請負契約の締結についてでございますが、9月10日に条件付一般競争入札の公告を行い、10月10日に入札を実施いたしました。入札の結果、（株）江見商会・（有）鎌田建設建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町引水字東原706番地、株式会社江見商会、代表取締役、江見徳昭様と1億6千590万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

次に、議案第55号、杉水汚水処理場機械電気設備工事請負契約の締結についてでございますが、9月10日に条件付一般競争入札の公告を行い、10月10日に入札を実施いたしました。入札の結果、福岡県福岡市西区愛宕2丁目10-7、共和化工株式会社福岡支店、支店長、吉永英則様と1億3千377万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

議案第53号、議案第54号及び議案第55号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める、予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう  
よろしくお願ひ申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明を申し上げさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 今回、提案いたしました議案第53号から議案第55号までの3件につき  
ましては、当町では初めて条件付き一般競争入札に取り組みましたので、その概要について、まずご  
説明を申し上げます。

本年度から一般競争入札に取り組もうと検討を重ね、7月に大津町一般競争入札に係る事務手続き  
処理要領を定めました。その内容ですが、工事の調達につきましては、予定価格が5千万円を超える  
物件について、条件付き一般競争入札による調達を原則とすることといたしました。今回提案の3件  
は、いずれも予定価格5千万円を超える案件でありますので、この要領にしたがいまして条件付き一  
般競争入札を行ったものです。また、この条件付きとは、地域の要件、それから工事の実績、技術者  
の配置などの条件をそれぞれ個々の工事ごとに付けて入札参加を求めるというものです。今回初めて  
条件付き一般競争入札を実施いたしましたので、まず各議案の入札部門につきまして、3件まとめて  
私の方から説明を申し上げ、その後工事の内容、概要につきまして、3件一括して土木部長の説明を  
行いたいと思います。

議案第53号、町道本田技研南通線道路改良工事（4工区）請負契約の締結についてご説明します。  
この工事は、町道本田技研南通線と町道杉水大津線の交差点部分の改良工事であり、建設工事の種類  
としては、土木一式工事となり、町内業者での施工が可能な物件であります。

議案集の2ページと説明資料の2ページをお願いいたします。説明資料の2ページからご説明申し  
上げます。今回の調達方法は、従来の指名競争入札ではなく、条件付き一般競争入札により入札を行  
いましたが、今回の入札に参加できるものの資格を明記しております。

まず、町内での施工が可能なことから、入札参加の資格として、4列目にあります営業所の所在地  
で、大津町内に営業所、本社を有する者であること。

次に、左の建設工事の種類、次の共同企業体の構成員数、格付等級、または経営事項審査の総合評  
点値ですが、土木一式工事における町の格付がAのものを代表構成員、構成員2を格付A及びB、構  
成員3はBとする2者もしくは3者の共同企業体であることとし、格付Bのもの技術向上のため、  
企業体の構成員のうち1社は格付Bのものが含まれることといたしております。

次に、施工実績に関する事項では、入札参加の施工実績として、代表構成員は平成10年度以降に  
町内において完成した3千万円以上の道路改良工事2件以上の施工実績を有すること等を参加資格の  
要件としております。

また、一番右の配置技術者に関する事項としまして、配置予定技術者の資格を提示しております。  
以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できることとし、左の施工実績に関する事項を満たす  
工事の施工経験を有すること。原則として、全工程に従事していることを要する。土木工事一式に係  
る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者。次に、当該入札参加者と直接的かつ恒

常的な雇用関係、競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前、連続して3カ月以上雇用関係にある者で、これらを参加資格の要件といたしまして、平成20年9月10日に公告を行いました。

前のページの1ページをお願いします。工事名は、町道本田技研南通線道路改良工事（4工区）です。工事内容は、説明資料記載のとおりであります。詳細につきましては、後ほど土木部長から説明いたします。9月24日に大津町工事入札参加者資格審査会を開催し、事前に競争参加資格確認申請書を提出した6社について審査を行ったところ、内1社について施工実績に関する要件を満たしていませんでしたので、入札参加資格がないものとして取り扱いましたが、この工事を含め財団法人日本建設情報センターの工事实績情報のデータベースを事前に閲覧し、入札参加者の予測と実績状況をあらかじめ把握しております。入札参加資格がないとした1社の代表構成員の状況は、当然把握できておりましたので、企業体の代表構成員ではなく、構成員として入札に参加しようとする構成員2については格付AまたはBの者といたしていたところでもあります。その後、10月10日に入札参加者5社で入札を行いました。入札参加者及び入札金額は、右に記載のとおりです。入札の結果、(株)荒牧組・長田建設(株)・(有)小西建設建設工事共同企業体様が1億3千261万5千円で落札となりました。工期につきましては、議会議決承認を経て、契約の相手方から契約保証金の納付、その他労災等への加入が確認された後、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成21年3月25日までといたしております。なお、予定価格は左下に記載のとおりです。

次に、議案第54号、杉水汚水処理場土木工事請負契約の締結についてご説明します。議案集は4ページと、説明資料の7ページをお願いいたします。説明資料の7ページからご説明します。この物件の調達方法も従来の指名競争入札ではなく、条件付き一般競争入札により入札を行いましたので、入札に参加できる者の資格を明記しております。

まず、町内業者での施工が可能なおことから、入札参加の資格として、これも4列目にあります営業所の所在地で、大津町内に営業所、本社を有するものであること。

次に、左の建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級または経営事項審査の総合評点値ですが、土木一式工事における町内の格付がAのものを代表構成員とする構成員2を格付A及びB、構成員3はBとする、2社もしくは3社の共同企業体であることとし、格付Bの者の技術向上のため、企業体の構成員のうち1社は格付Bの者が含まれることといたしております。

次に、施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として、代表構成員は平成10年度以降に町内において完成した3千万円以上の造成工事等2件以上の施工実績を有すること等を参加資格の要件といたしております。また一番右の配置技術者に関する事項としまして、配置予定技術者の資格を提示しております。以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できることとし、左の施工実績に関する事項を満たす工事の施行経験を有すること、次に土木一式工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者。次に、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者等で、これらを参加資格の要件として平成20年9月10日に公告を行いました。

前のページの6ページをお願いいたします。工事名は、杉水汚水処理場土木工事です。工事内容は、記載のとおりです。9月24日に大津町工事入札参加者資格審査会を開催し、事前に競争参加資格確

認申請書を提出した7社について審査を行ったところ、この案件につきましては7社すべてに入札参加資格が確認できましたので、10月10日に入札参加者7社で入札を行いました。入札参加者及び入札金額は、右に記載のとおりです。入札の結果、(株)江見商会・(有)鎌田建設建設工事共同企業様様が1億6千590万円で落札となりました。工期は、先ほどの案件と同じで議会議決を経て事務手続き等を終えた後、平成22年、すみません、先ほどと同じじゃなかったですね、この件は平成22年2月28日までといたしております。予定価格は、左下に記載のとおりです。

次に、議案第55号、杉水汚水処理場機械電気設備工事請負工事の締結についてご説明します。議案集の6ページと説明資料の14ページをお願いいたします。説明資料の14ページからご説明します。この物件の調達方法も、従来の指名競争入札ではなく条件付き一般競争入札により入札を行いましたので、入札に参加できる者の資格を明記しております。

まず、入札参加の資格として、3列目にあります営業所の所在地では、この工事が町内業者での調達が困難であることから、九州管内に主たる営業所または支店を有するものとしております。

次に、左の建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級または経営事項審査の総合評点値ですが、機械機具設置における国または県の経営事項審査の総合評点値が800点以上の者であることとしております。なお、今回800点以上といたしましたのは、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報のデータベースを閲覧し、11社の施工実績が確認され、その中で最高点数は1323点、最下位790点であり、かつ最下位の者は沖縄県内での施工実績のみであったため、この者を除外したところの総合評点値800点以上とすることが妥当であると判断したところであります。

次に、施工実績に関する事項では、入札参加者の施工実績として、九州管内において完成した本工事と同種工事の機械設備工事で、九州管内の市町村が発注した請負額8千万円以上の機械設備工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が最大の者に限ることとしております。これらを参加資格の要件としております。

また一番右の配置技術者に関する事項としまして、配置予定の技術者の資格を提示しております。以下の条件をすべて満たす技術者を専任で配置できることとし、左の施工実績に関する事項を満たす工事の施工経験を有すること。つまり、九州管内において完成した本工事と同種工事の機械設備工事で、九州管内の市町村が発注した請負額8千万円以上の機械設備工事の施工経験を有することとなります。

次に、機械設備工事に係る管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者。当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者、これらを参加資格の要件としまして、平成20年9月10日に公告を行いました。

前の13ページをお願いいたします。工事名は、杉水汚水処理場機械電気設備工事です。工事内容は記載のとおりで、後ほど土木部長の方から説明を申し上げます。

10月2日までに入札参加届を提出したものは7社であり、10月10日に入札参加者7社で入札を行いました。入札参加者及び入札金額は右に記載のとおりですが、入札書とともに提出していただ

く工事費内訳書に不備がある場合も入札無効として取り扱うことといたしておりますので、この件に関して入札書の不備による無効が1社、それから設計図書に示す細別までの記載がない工事費内訳書を提出した4社を工事費内訳書の不備により無効として取り扱っております。入札の結果に基づき、10月23日に開催の大津町工事入札参加者資格審査会において共和化工株式会社福岡支店様を落札候補者とすることが適当と認められましたので、競争参加資格確認申請書の提出を求め、10月28日に開催の大津町工事入札参加者資格審査会において、提出された競争参加資格確認申請書の審査を行いました。審査の結果、競争参加資格を有することが確認できましたので、共和化工株式会社福岡支店様が1億3千377万円で落札となりました。工期は、議会議決承認を経て契約の相手方から契約保証金の納付・その他労災等への加入が確認された後、事務手続きを経て日の翌日から平成22年2月28日までといたしております。なお、予定価格は左下に記載のとおりです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 今回の契約に関しまして、それぞれの工事の内容についてご説明申し上げます。

まず、議案第53号、町道本田技研南通線道路改良工事（4工区）につきましては、議案説明資料綴りの3ページをお開き願いたいと思います。まず、これは位置図なんですが、赤く示している部分が今回の工事の範囲を示しております。また、東側の方の黒い部分につきましては、工事が完了した部分になります。それから西の方の黄緑色に塗っております部分につきましては、現在用地の買収を進めておまして、今後工事を行う予定にしております。

4ページをお願いします。4ページは平面図なんですが、色を付けております部分につきましては、今回の工事になります。茶色い部分が車道、それから緑色の部分が桜の並木、黄緑部分が歩道になります。赤い部分につきましては、ブロック積み擁壁等になります。本田技研南通線は、本年3月までに完成しました部分の西側の220メートルの工事を行います。あわせて杉水大津線279メートルの工事をしまして、交差点の改良を行いたいと考えております。特に交差点の北側につきましては、以前の動線形が非常に見通しが悪く、警察との協議の結果、本田技研の方に大きく入り込むような線形に変更するようにしたものです。また、本田技研南通線につきましては、一部桜並木に支障が出ますので移設を考えております。それから、黄緑色の部分については、現道が残る形となりますけれども、NTTの光ケーブル、それから上水道等がありますので、そのままの道路としては残る形となります。それから、最終処分場、それから個人の山林等もありますので、そこへの進入路関係としても残したいと考えております。

それから、5ページをお願いしたいと思います。それぞれ2路線における標準断面図になります。まず、A断面の町道本田技研南通線なんですが、車道が4車線で14メートル、それから植樹帯3メートル、歩道が2.5メートルで、合計19.5メートルになります。また、杉水大津線は、車道2車線の6.75メートル、歩道2.5メートルの合計9.25メートルになりますけれども、図に示しております部分につきましては、右折レーンが入っておりますので、合計が12メートルになっております。

続きまして、議案第54号、杉水汚水処理場土木工事について説明いたします。本工事は、農村部における生活環境の改善あわせて公共用水の水質保全に寄与するために各家庭から排出されるし尿、生活雑排水を処理するための処理場を建設するものです。

議案説明資料綴の8ページをお願いします。計画平面図のように、杉水及び平川の各地区からの汚水雑排水を集めて左側の場所に処理場を建設し、処理するものです。計画処理人口は2千220人になっております。図面の中に杉水地区の農業集落排水事業の全体概要と汚水処理場施設の継続費の概要を示しておりますが、今回につきましては、土木工事と機械電気設備工事を入札して工事を行うものです。また、今後並行して管路の整備を進めていきたいと思っております。処理場の供用開始は、平成22年4月1日を考えております。

続きまして、9ページをお願いいたします。9ページが処理場の配置平面図になります。施設の建設や場内整備のほか、一番右側のほうに町道尾足小林線がありまして、そこから現在廃線、川を廃したところがありますけれども、そこを埋め立てして進入路として整備し、一番東側の方に迎鶴古閑線という町道がありますけれども、そこをつなぐような計画をしております。

10ページをお願いいたします。10ページは、躯体基礎及び平面図になります。ばっ気槽、流入調整槽、沈殿槽、汚泥貯留槽、消毒槽、ポンプ槽などに区画された鉄筋コンクリート構造物になります。

11ページをお願いいたします。11ページは、その平面図になります。

それから、12ページが断面図になります。青色と赤色に着色しておりますけれども、今回の工事範囲は青色の部分になります。

続きまして、議案第55号、杉水汚水処理場電気設備工事について説明いたします。議案集の15ページをお願いいたします。この工事の内容につきましては、先ほど説明しました土木工事によりできる構造物の内部に設置してし尿、生活雑排水を処理する各種ポンプや攪拌装置、消毒装置、脱臭装置などの機械設備と、それを動かすための操作盤、分電盤、端子板、非常用発電機、流量計、制御板などの電気設備を据え付ける工事になります。あわせて、高圧の電気を受電するキュービクルや処理場内の外灯も設置する予定にしております。

16ページをお願いいたします。平面図に記載しておりますのは、流入した汚水が処理場内の各層を經由して処理されて放流されるまでの流れ、それから汚泥の搬出までの経路についてを記載しております。

17ページをお願いいたします。これにつきましては、各処理場内に設置されるポンプ類や各装置と汚水の流れを示すフローシートになります。18ページにつきましては、各設備を配置した後の断面図になります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 質疑を行います。53号、54号、55号について質疑を行います。

まず、53号、54号を共通に思いますところが、大津町の町内に営業所があるというところで行われております。ただここで私が思うことは、この施工実績に関する事項というものがあまして、3千万円以上の工事を2件以上施工実績があるところとか書いてありますが、例えばですね、ここでAクラス、Bクラスをあわせて工事をしていただくということで、格付とかいろんな総合評定地位という形でしてありますね。この場合に、例えばA、Bが組んで、ここでは共同企業体ということで共同企業で1つの会社に見られるのではないかと。ということは、このBクラスの方がAクラスと組んでした工事ですので、これは1億数千万円の工事ですから、それこそ大きな工事をしたということで今後の評点が上がってくるのか、このBクラスの方がですね、その同等の格付とまではならないかもしれないですが、そういった形で審査の今後に影響をどう及ぼすかということです。

それと、やっぱりこの入札金額を見てもみすれば、大津町、広くあり、狭くありという形ですね、見方によっては、こういったところを見ると非常に狭く感じて、どうも話し合いがなかなかされているのではないかなという数字と私は思います。例えばこの入札金額あたりをですね、1億2千700万とか、800万あたりをですね、これをパーセンテージに置き換えてただ単に考えてみますればどうでしょうか。127%、128%、129.8%とかいろいろありますけれども、そういった形ですと、ほとんど金額的には変わらないパーセンテージになってきます。そう考えますれば、大津町の企業体にそういった発注をするのであるならば、年間の予定の工事、そういった形をきれいに割ってある程度公平に分け与えるというのも一つの手ではないかなと思います。競争入札を、一般競争入札をしているという形を取りたいという形、説明でしたけれども、一般競争入札には到底思えないと私は思います。一般競争入札というのは、壁を設けないで、大津町という壁を設けないで、広くいろんなところから業者を、一般入札を求めるとというのが基本ではないかなと思うからであります。それと、55号に関してであります。ここに無効という形で5社付いております。説明の中では、そういった書類の不備があったということでもあります。しかしながら、その前の説明におきまして、評点ですか、評価に値する業者だと、総合評定値が800点以上ということですよ。ということは、それだけの技術なれ何なりを持ち得る業者であるわけです。ということはですね、この書類審査でボツになったというのであるならば、この書類審査自体、事前にですね、例えばその提出書類をこの業者の方々が町独自のものから理解をされてなかったとか、そういったことも考えられるのではないのでしょうか。ですから、入札金額を出す前に、そういった書類はきちんと揃っていますかと、こういった審査をしますよというのは、これは教えてもいいところだと思うんですよ。入札金額というのは、最終的に封筒ですか、に綴じて提出されるかもしれませんが、そういったものは、もう入札以前の問題だろうと思うわけですよ。これはやり方の問題に、やり方に問題があると私は思います。この点について質疑いたします。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の質疑にお答えします。4点ほどですかね。

まず、AとBと組み合わせをして共同企業体等を組んでいただいております。まず、共同企業体に

つきましては、今回の工事で企業体とは2社から3社の法人が工事の受注を目的として結成される、いわば組合であり、これについては特定型と経常型に分けられますが、今回の共同企業体は、町道本田技研南道線道路改良工事の施工を目的として結成された特定型の共同企業体となります。

それで、質問のAとBを組み合わせて、Bの方が工事に参加されますので、実績に反映するかということですが、それぞれ組み合わせによりまして出資比率が出されますので、その出資比率等で換算をしてまいりますので、今後の実績等については影響ありということで実績が出てきます。

次に、金額的にその話し合いがなされているかということですが、今回の企業体の組み合わせ等につきまして、従来は町が組み合わせをお願いしていたところですが、今回から業者の皆さんの自主的な組み合わせということで、自主的に取り組んでいただいております。入札等についても、組み合わせ等についても、私たちのほうは全く関与していませんので、それぞれ自主的な組み合わせ等によりましてそれぞれ入札をされたということでもあります。

それから、大津町の壁を設けないのが原則ではないかということでもありますけれども、町といたしましては、最初提案説明で申し上げましたけれども、町内で調達できるものについてはやっぱり町内の業者さんで行うこととして、地場産業の育成と振興を考えているところです。

それから、4点目の書類の不備につきまして、55号ですけれども、今回入札書の提出とともに工事費内訳書の提出もあわせて求めております。これにつきましては、インターネット公告の中に工事内訳書の記入例、必要な事項等で工事の区分、工事の種類、種別、細別、それに数量、単価、金額等を明記した工事内訳書の提出を示して明示をしております、その提出を求めたところです。これを具備していない場合は入札を無効とするということで指定しております。今回は、入札書に1社、不備があり、工事費内訳書の提出内容について4社が不備ということで、5社について無効になったということでもあります。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） たった今、55号のことを言われましたんで55号について申しますれば、再度質疑しますれば、例えば7社選ばれた中で5社も無効となるということですよ。ということは、競争自体は実際は2社で金額競争をしているということです。で、結局この7社、無効になった5社も含めてですね、選ばれたのは町じゃないんです。そういったことをそのきちんとできる業者というそういった見立てをしたのは町の方じゃないんですかね。ですから、無効になること自体、もうこれ金額出したのが半分にも満たないんですよ。ということは、おかしいじゃないですか。7社あってですね、2社しかその書類が完璧ではなかったということですよ。だってこの5社というのをですよ、選んだのは町でしょう。無効になるような業者を選んだわけですよ。ということは、選び方が悪かったんじゃないですか。それかやり方が悪かったんじゃないかなという形で、この13ページの説明書を見る限りでは、競争自体がなされていないという形なんです。だったら1社だったならば、もう無条件でその金額を取ってしまうという形になるということですよ。だから、これは選び方にやはり問題があったんじゃないかなと。実際金額まできちんと出して、そしてそこから競争でしょう。だっ

たならば、その業者の選び方、そういったものを変えるべきではないかと思うんですが、この無効の点について、再度質疑をしたいと思います。

53号、54号につきましてはですね、その共同企業体自体にはどういった組み合わせをするのかということについては、町は関与してないということですね。ただ、私がこういったですね、町の業者だけを使って、町の業者でできるんだよということでこの工事はそのやっていただきたいということ自体はいいんですよ。ところがですね、このやり方でするならば、Aクラスの業者というのがずっと頭にあるわけです。このBクラスとか言われる方々というのがAクラスになって、同じ条件で戦えるという状況にはならないのではないかなという疑問なんですね。ですから、そういった底上げをするような入札制度の方が私は好ましいと思うんです。ですから、この特定方という形というのも、これにもやっぱり不備があるんじゃないかなと思います。やっぱりこの点についてはですね、再度質疑いたしますけれども、こういった選び方自体にですね、そういった要綱を決めたということですよ、条例ではありませんよね。ですから、そういった姿勢で臨みたいとか、それはきちんと条例で決められたわけではありませんから、何と申しますか、感情と申しますか、そういった審査委員会でもそういったものが入る余地というのは必ずあると思います。条例で決めてしまえば、こう書いてあるじゃないかということで右左がはっきりする部分があるかもしれないですけども、この部分というのはもう少し条例で定めるなら条例で、要綱とか要領あたりでですね、終わるんならば、実際非常にまだ不安定なところがあると思いますけれども、その点について質疑いたします。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 永田議員の再質疑にお答えします。2点だと思います。

Aクラスの方がずっとAクラスで、Bクラスが上がってこれないというふうな話でしたけども、Bクラスの方についても、こういうふうに関共同企業体なり、入札参加機会等をつくりまして、実績については積み上げて、実績を加算してまいりますので、実績の積み重ねで上がっていきけるのではないかなというふうに思います。

55号の件で、町が選んだ業者で、業者さんでしたのにと申したけれども、これにつきましては、条件付きの一般競争入札でありますので、この件については私たちが出しましたのは、先ほど申しました工事入札参加資格要件、先ほど申しました九州管内で工事実績がある者、工事技術者がいる者、評点800点以上ということで指定をしておりますので、これについてはこちらから指名ではございません。公告によりまして、九州各県の業者さんが参加資格申出をされたということで入札をいたしましたところ。入札後に、これにつきましては事後審査型という形で行っておりますので、届出を出していただいて入札を行います。入札書を出していただいて、工事費内訳書の提出を受けた時点で金額の低い方を落札者の保留として入札を閉じますけれども、適正な入札で最も安かった方を落札の候補者ということで、その後、その資格があった方について、競争参加資格確認申請書を提出していただいて、それが適正であったということで、5社につきましては書類等を見ましたら不備で、その中で適正であった方の一番最低価格について落札者とするということで、事後の審査を行いまして決定をしたところです。

それから、要領の扱いについてですけれども、入札取り扱い要領については、全国的にもこの要領の取り扱いでよくなっております。ご指摘のように、今回初めて取り組みをしたところですが、いろいろ私たちの方も今後また検討を重ねながら、よりよい精度の高いものを目指して工夫と改善については研究を続けていって、審査会なり総務課の方でも検討をしていく努力はしていきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 数点にわたってお尋ねをいたします。

第1点目はですね、入札に関する要綱が7月に改定したということでありまして。最初に聞きたいのは、我々議会は何らかの説明があったのかどうかということですね。7月に改定すれば9月の議会で説明もできたわけですが、建設経済の委員会で改定の説明でもあったのかなど。私は、全く、変えるというのは以前から聞いておりましたけど、見直しですかね、改定そのものについては存じておりませんでした。非常に大切な、本来条例にしてもいいぐらいの大切な要綱であると思うんですが、例えば保育料なんかも条例では決めずに、いつの間にか上がっていたということもあったわけですが、今回の件について議会にきちんと説明がなされるべきではなからうかと思いますが、それがなされてきたのかどうか、お尋ねをします。

それから、53、54のいわゆる土木請負であります。今回、条件付きの入札を行ったということですが、いわゆる町内に本社がある地元企業ということで、私はこれについては原則的に賛成であります。もしこういった条件がいろいろ付けることができるのであれば、例えば本田技研の南通線の請負ですが、東側は確か肥後・木村組、あるいは宇都宮建設等が請け負った実績があるかと思うんですが、例えば1年、あるいは2年以内に、既に5千万円以上の工事を落札した業者は最初から除外をすとか、そういう条件も付けることができるのかなということ非常に疑問に思うわけですね。最初から外しておけば、例えば同じ業者が真剣に今度の工事は絶対取るぞということでまたやれば、たしか大きいのが3本ありましたが3本とも同じ業者が落札することが可能になってくるわけですね。そしたらほかの業者は指をくわえて見てなくちゃいけない。それがやらせないために、裏で話し合いをせざるを得ないということになっているのではなからうか。そういう条件を付けることが可能なのかどうか、検討されたのかどうか、それが2点目にお尋ねをしたいと思います。

それから、第3番目の件ですね、先ほど質疑がありましたが、無効が5社あった、書類の不備だということですが、我々知りたいのは、入札書が入ってきて、この書類は不備ですよということをその業者に催促ですかね、これとこれが足らんから出して下さいと、そういうことがなされたのかどうかですね。それはやっちゃいかんのかということですね。普通、1億、予定価格は約2億円近いわけですから大変な工事ですよ。今、この時勢でのどから手が出るほど本来、どこの業者だって工事を取りたいと思うわけですが、それほどの企業が何ですかね、書類も不備が、こちらから言わすれば出すべき書類がちゃんと出せんような業者ということになりますけど、そういう業者であれば、もう次回からは指名には入れないと、これが1つの方法ですね。これから、故意ではないと、九州管内ですか

らその説明がちゃんと行きわたってなかったと、理解されていなかったということであれば催促をして出してもらおうと。それが当然のことではなかろうかと思うんですけど、そういう方法をやったのか、あるいはできないのか。この点について、3点目のお尋ねいたします。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の質疑にお答えします。3点についてです。

この入札に関する要領につきましては、先ほど申しましたように全国的にはほとんど要領という取り扱いで行っております。条例という取り扱いではないというふうに思います。これについて、議会に説明があったかということでありますけれども、議会に説明はいたしておりません。この要領につきましては、大津町一般競争入札に係る事務手続処理要領ということで、その執行方法に関するものについて内規的な事務手続き要領ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、従前に工事を行った業者を排除できるかということでお話がありましたけれども、基本的には町内業者さんで、この場合は町内業者さんで広く入札の機会等をつくるという、参加ができるというようなことで町内でできることは町内でということで原則としておりますので、どこどこを排除するというようなことは考えておりません。そういうことでいきたいと思います。

次に、3点目につきましては、工事内訳書、先ほど言いました5社につきましては、1社は入札書の書類が不備です。それから4社につきましては工事費内訳書が不備ということで処理をいたしております。催促をしたかということですが、提出された書類によって審査を行い、担当課、技術者等の意見、また審査会の意見を聞いて、この書類ではノーということで追加で出して下さいというようなことは申し上げておりません。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最初の質疑ですが、要領は内部規定だから議会に説明する必要はないと考えているということですが、少なくとも要領の文書ぐらいは我々のところに配付されてしかるべきではなかろうかと思うわけですね。間に合わなかったということであれば話はわかるんですけど、9月議会があったわけですから、今度の入札も聞けば聞くほど、この要領改定は非常に大切な大きな改定がなされているということで、理由は別として資料ぐらいの配付はあってしかるべきではなかろうかと思えますけど、そんな必要はないということでありましょか、確認いたします。

それから、2番目の、要するに町内業者を育てることが目的だったわけです。それから、Bクラスも実績を上げさせてランクを上げるチャンスを与えると。今の答弁では考えていないと、排除することですね、ということはできるということなのか。そういう条件は付けられんということであるのか、ないのかというのを聞きたいんですね。私は、町内業者を公平に育てることができれば、排除すれば非常に合理的なことになりゃせんかと思うわけですが、考える、考えないのことでなくて、できるのか、できんのかということを再度確認をしたいと思います。

第3問目ですね、書類はそのときは指摘、催促はしてないということですが、例えば1社か、7社のうち1社、2社、そういった内訳書がですね、書類が不備だったということであれば、この事務

担当が失敗ということでは済まされるでしょうけど、半分以上の業者が書類不備で入札がなされるというのは、本来の公正な入札にちょっと欠けるのではないかと。それがわかっているのであれば、この内訳書を出させて、催促をして、それで入札を図るのが公平な入札ではなかろうかと思うわけですけど、こういうやり方で今後もやっていくということでしょうか。書類が足らなったら、もうここは無効ということに今後なってしまうということですか。その審査会では、そういう意見は全くなかったんですかね。これは書類が足らんから、これは全部無効と、資格なしということで済まされてしまったのかどうか、どうも疑問に思うわけですけど、再度確認をしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） 荒木議員の再質疑にお答えします。

まず1点目、要領につきまして、先ほど事務手続き等の処理要綱でありますので議会にご説明をしてないということでお答えしましたけれども、要領につきましては議会の方に提出をしたいというふうに思っております。

次に、業者さんの、直前の業者さんに除外ということでもありますけども、一般競争入札につきまして、町が条件を付けられる項目が決まっております。先ほど言いましたように、入札参加資格要件等でご説明しましたように、工事の種類、それから工事製造販売の実績、従業員管理者の件、その他の経営規模等の点数等について資格を定めることができるということで、それに絞られておりますので、それ以外で排除ということについてはできませんので、できないということで考えていただきたいと思っております。

それから、工事内訳書につきましては、先ほどから申し上げましたように、この業者さんに関しましては町が指名ではございませんで、私たちのその公告内容によりまして九州管内の業者さんが応募してくるという形であります。公告の中には、工事の種類、工事の内訳、数量、単価、明細、細別というふうに記入例まで示しをして提出、公告をいたしておりますので、入札書とともに工事費内訳書を提出願います。で、その時点で入札後審査をするということで、事後審査で審査をしたところです。その明示をしておりますので、その書類について審査をして、今回、1社が入札書、4社が工事費内訳書に不備があったという判断で、もちろん参加資格審査会、町の審査会等でも協議をして無効というふうな判断をしたところです。

○15番（荒木俊彦君） 全員一致ですか、その無効というのは。

○総務部長（首藤誠治君） 審査会につきましては、全員一致です。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

津田桂伸君。

○16番（津田桂伸君） 55号についてですね、もう2人の方からですね、大分質疑がありましたがですね、何となくですね、この前、錦野線るときはですね、7社で4社が辞退という結果が出て、3社で入札しとるわけですね。この大手がおってですね、もうほんな九州の大手しか中でですね、書類の不備ということがですね、今度は5社でしょう。その前は7社のうち4社が辞退というですね、そういう会社でですね、審査をしながらですね、要件を満たした会社がですね、こういう事態を起こす

ということ自体がですね、何となくですね、議会に出てくっつとですね、不備で何となく不思議なような気がしますね、はっきり言うてから。それで入札をしたということでございますので、今後ですね、もう質疑はしますがですね、もう答弁は要りませんがですね、こういうことが起きらんとですね、7社してですね、5社が書類の不備で、大手ですよ、これは九州の。この前はですね、7社のうち4社が辞退という自体がですね、何となく誰が見たっちゃ何でだろうかて。要するに、出すなら、こらちっとおかしかつちやなかろうかて思うとか当然だろうと思っておりますので、こういうことがないようにですね、しっかりですね、執行部もしてもらいたいと思います。何となく、誰が見たっちゃこらおかしいですもんね、はっきり言うてから。そういうことで、質疑じゃなく、質疑ですがもう答弁は要りませんがですね、こういうことがないようにですね、しっかり執行部はしてもらいたいと思います。以上です。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 議案第55号について、反対の立場から討論をいたします。

質疑がいろいろ出ましたけれども、今言われた方と同様、やはりこの13ページの無効の5つを見ればですね、これはやっぱりおかしいですよ。そもそも競争入札の目的とは何かということを考えれば、競争にまづなっていない。そして、最初のこの議案説明のときにも執行部からの説明の中ですね、いろんなデータベースなりなんなりで評点を見て、そういったデータベースというのは今までやって来られたその業者の技術やそのできあがった後の結果、そういったやつを集約して点数が付けられているということですので、やはりそのほかになるような数字ではないわけですね。ですから、そういった書類の審査で無効にするというのは、それはこっちの事務手続きの、役場内の事務手続きのその便宜上の問題とか、そんなことにしかやっぱり感じません。やはりその工事をするにあたってですね、競争入札を行って限りある税金を適正かつ有効にインフラ整備に使わせていただくというように、その競争入札を行うにあたっての軸足といいますか、そういったところを町民や納税者に置き換えれば簡単に理解できることではないかと私は思います。あくまでも役場の中の方に軸足を置いて考えれば、こういった無効と、これは厳正にその審査しましたと言われるけれども、やはり町民の立場に立てば、やはりこれはおかしいと私は思います。真に税金を有効に使うためにはどうした方がいいかと、どういう方法がいいかという考え方の下にやるべきではないでしょうか。この55号につきましては、説明にもどうしても、今、私自体もその役場の中の立場と申しますか、中身はわかりませんが、あくまでも一町民として考えれば、この結果はおかしいと言わざるを得ないと思います。

以上のようなことから、私は議案第55号に対しては反対の立場を表明いたします。議員各位の同調をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私も議案第55号について反対の立場から討論をいたします。

この不明瞭な入札、あまりにも不明瞭というか、な入札であります、2つ問題があると思います。1つは、我が町のその入札の要領ですか、7つの会社が、企業が公告を見て入札に参加をしたわけですね、指名じゃないということでしたから。わざわざ入札に参加をした、向こうから。で、そのうち書類不備がこんなにたくさん出たということでもありますならば、書類をきちんと出させるとそのぐらいの努力はあってしかるべきだと思います。少なくとも半分以上ぐらいはですね、出された入札が有効でなければ入札とは言い難いと思います。反対にですね、この業者同士の談合も伺えます。前回たしか辞退という非常に不明瞭な動きもありましたが、この入札に参加した業者同士が熊本はお前のところが取れ、福岡はうちが取るとか、そういう裏に談合があって、わざわざ書類を不備にして無効という形をつくり出してきて、今回のような不明瞭な事態が発生したと、この二通りのことが考えられると思います。ですから、とても町民にはこれは説明できないということで、改めてこういうものはきちんとやり直すべきであると思いますので、55号について私も反対の立場を表明いたします。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論ありませんか。

ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第53号、町道本田技研南通線道路改良工事（4工区）請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、杉水汚水処理場土木工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、杉水汚水処理場機械電気設備工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。

平成20年第4回大津町議会臨時会を閉会します。

午前11時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年11月12日

大津町議会議長 宇野光廣

大津町議会議員 荒木俊彦

大津町議会議員 津田桂伸